

令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会が実施する委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1 本要綱は、令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会が実施する委託業務の受託者の特定を、公募した者の中からプロポーザル(企画提案)方式により実施するにあたり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 本要綱において公募型プロポーザル方式とは、事業者等を選定する場合において、事業者等の参加意欲を反映し、技術適性等を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公示し、企画提案書の提出を希望する事業者等から参加表明書と企画提案書の提出を求め、参加資格を有する事業者の提出した企画提案書について、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

(対象)

第3 令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会会長(北海道檜山振興局地域産業担当部長、以下「会長」という。)は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする業務のうち適当と認められたものについて、競争入札によらず、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行うことができるものとする。

2 会長は、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめ、その適否及び審査基準の適否、その他必要な事項を、会長が設置する指名選考委員会において審議するものとする。

3 会長は、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行うため、企画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に特定するための、令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会が実施する委託業務に係る公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

(公募型プロポーザル方式による参加希望者の公募)

第4 会長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね18日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。))を含む。以下同じ。)前には公募内容を、公示その他の方法により周知するものとする。

(公募型プロポーザル方式による参加資格者の要件)

第5 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 複数の企業等(法人及び個人を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)、その他法人であること(ただし宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人を除く)。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ケ 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと。（当該届け出の義務がない場合を除く。）

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

(3) コンソーシアムにおいては、上記(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有していること。

イ 構成員間における契約等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

(公募型プロポーザル方式の参加申請)

第6 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書に別に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、参加表明書の提出期限の設定に当たっては、公示を開始する日の翌日から起算して概ね10日以内とする。

(公募型プロポーザル方式の参加資格者の要件審査及び選定)

第7 会長は、第5に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者等の選定を行うものとする。

(選定結果の通知)

第8 会長は、第7の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請しない参加者（以下「非参加要請者」という。）に通知するものとする。

2 非参加要請者は、前項の通知がなされた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、資格を有しない理由について書面により説明を求められることができるものとし、会長はその旨、前項の通知に併せて記載するものとする。

3 会長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求められることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第9 会長は、第7の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 会長は、企画提案書の提出期限の設定にあたっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね8日間とするものとする。

3 質問の受付期間は、提出要請を行った日の翌日から企画提案書の提出期限までとする。

(受託者の特定)

第10 会長は、公募型プロポーザル方式による参加者の特定を行うため、審査会において、企画提案書に係る内容の審査及び評価を行い、当該委託業務の内容に最も適すと認められる参加者を特定するものとする。

2 会長は、前項の特定の後、随意契約の参加者の指名選考について指名選考委員会で審議するものとする。

3 会長は、第1項又は前項の審査結果に基づき、特定された者及び特定されなかった者に書面により通知するものとする。

(事務局)

第11 公募型プロポーザル方式による受託者の特定に関する庶務を処理するため、事務局を北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課に設置する。

(補則)

第12 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会が実施する委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1 この要領は、令和4年度 ひやま観光推進キャンペーン実行委員会が実施する委託業務に係る公募型プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第12の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(公募型プロポーザル方式による参加希望者の公募)

第2 要綱第4に規定するプロポーザル参加希望者の公募にあたっては、次の各号に掲げる事項を公示し、公募型プロポーザル方式実施説明書（以下「説明書」という。）を配布するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 要綱第5に規定する参加資格の要件に関する事項
- (3) 企画提案書の内容に関する審査基準
- (4) 説明書の交付期間及び交付場所
- (5) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) その他必要と認める事項

(公募型プロポーザル方式の参加申請)

第3 要綱第6第1項に規定する参加表明書は別記第1号様式のとおりとし、当該別記第1号様式に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 道内に本店若しくは事業所を有していることが分かる資料（法人の場合は登記簿謄本（登記事項証明書）、個人・任意団体の場合は住民票（任意団体は代表者のもの）の写し）
- (2) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する納税証明書（発行後3箇月以内のもの。写し可。）
- (3) 暴力団関係事業者等でないことの誓約書
- (4) コンソーシアムにあつては、上記(1)～(3)で定める書類のほかコンソーシアム協定書の写し
- (5) 法定保険の加入状況を証明する書類（健康保険、厚生年金保険は納入告知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、起用通知書のいずれかの写し、雇用保険は領収済通知書、保健関係成立届、概算・確定保険料申告書（控）のいずれかの写し（届出をしていない場合は、社会保険等適用除外申出書））

(企画提案書の提出要請)

第4 要綱第9第1項に規定する企画提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 法人の業務の概要
- (2) 業務体制及び業務処理計画
- (3) 企画提案の内容
- (4) 見積価格

2 要綱第10第1項で規定する企画提案書の内容に関する審査基準、その他必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務遂行能力
- (2) 企画提案内容

(審査結果に係る情報提供)

第5 会長は、要綱第10第2項で随意契約の相手方とされた特定者と契約を締結した後、当該企画提案書を成果品が納品される日まで閲覧に供するものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月14日から施行する。